

1 第197回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

安倍内閣総理大臣は平成30年10月2日、内閣改造を行い、第4次安倍改造内閣が発足した。

第197回国会（臨時会）は、10月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月10日までの48日間とする旨議決された。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、10常任委員長（内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、厚生労働、農林水産、環境、決算、行政監視）の辞任、13常任委員長の選挙（欠員中の文教科学、国土交通、議院運営含む）、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

（平成三十年度補正予算）

召集日当日、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震などの一連の災害の被災地の復旧・復興等への対応を主な内容とする平成三十年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、11月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月5日から予算委員会において質疑が行われ、同7日に同補正予算を可決した。

11月7日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（所信表明演説等・質疑）

召集日当日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の所信表明演説及び麻生財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月29日及び30日、参議院で同30日及び31日にそれぞれ行われた。

（出入国管理法改正案の採決をめぐる動き）

会期末を12月10日（月）に控え、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）の採決をめぐり、参議院では同8日（土）に法務委員会、本会議が開会された。

12月6日（木）法務委員会において、内閣総理大臣が出席して質疑を行った後、休憩に入ったところ、休憩中に法務委員長横山信一君解任決議案が提出されたため、法務委員会は休憩のまま散会となつた。翌7日（金）に本会議が開かれ、法務委員長解任決議案を否決、農林水産委員長堂故茂君解任決議案（同6日提出）を否決し、本会議が休憩に入ったところ、この間、法務大臣山下貴司君問責決議案

が提出された。午後7時31分に再開された本会議で法務大臣問責決議案を否決、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が提出され、再び本会議は休憩となった。午後10時11分に再開された本会議において、内閣総理大臣問責決議案は否決され、本会議は午後11時29分に延会となった。同7日（金）に開会を予定していた法務委員会は、会議を開くに至らなかった。

12月8日（土）、法務委員会は閣法第

1号につき、質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。その後、午前1時21分に本会議が開会され、8委員会14件の議了案件につき採決を行った後、緊急上程された閣法第1号につき、討論を行い、採決の結果、可決され、本会議は午前4時8分に散会となった（衆参での出入国管理法改正案（閣法第1号）の審査の概要は、後述3（3）参照）。

2 予算・決算

（1）平成三十年度補正予算

平成三十年度補正予算2案は、10月24日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、10月31日に趣旨説明を聴取し、翌11月1日から質疑を行った。同2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

11月2日の本会議において、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、11月5日に趣旨説明を聴取し、同日及び同7日に総括質疑を行い、同7日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

11月7日の本会議において、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）平成二十九年度決算

平成二十九年度決算外2件は、平成30年11月20日に提出された。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出13件、継続4件のうち、15件が成立した（成立率88.2%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出75件のうち、2件が成立した（成立率2.7%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出13件、継続27件のうち、7件が成立した（成立率17.5%）。

条約は、今国会提出3件の全てが成立した（成立率100.0%）。

決議案は、今国会提出5件のうち、否決4件、撤回1件でいずれも成立しなかった。

（1）日欧EPA、日欧SPA

日本と欧州連合との間において経済上の連携のための幅広い分野での枠組みを設ける「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承

認を求めるの件」（閣條第1号）並びに日本と欧州連合及び欧州連合構成国との間で、政治、安全保障、経済等の幅広い分野における協力を促進する「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」（閣條第2号）が、11月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月20日の本会議で両件について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外務委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同28日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両件を承認すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、12月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外交防衛委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同6日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両件を承認すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、国会の承認を得た。

（2）漁業法改正案

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るために、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備等を内容とする「漁業法等の一部を改

正する等の法律案」（閣法第8号）が、11月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会において、12月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同7日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（3）出入国管理法改正案

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設ける等の措置を講ずるため「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」（閣法第1号）が、11月2日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同26日には自民、公明及び維新が共同で提出した修正案の趣旨説明を

聴取し、同27日に修正案も議題に含め質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正議決すべきものと決定した。

11月27日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月28日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同29日に趣旨説明及び衆議院にお

ける修正部分の説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月4日には、11月29日に提出された「外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案」（参第69号）の趣旨説明を聴取し、同日より、閣法第1号及び参第69号を一括して議題とし質疑を行った。12月8日に、閣法第1号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、閣法第1号は、討論の後、可決され、成立した。

4 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された5機関13名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(2) 情報監視審査会

12月6日の審査会において、審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する平成29年年次報告書を議決し、議長に提出した。その後、同10日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。